公益財団法人大分県防犯協会職員給与規程

平成２３年４月１日
公益財団法人大分県防犯協会
規程第６号
令和６年４月１日一部改正
令和７年４月１日一部改正

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人大分県防犯協会（以下「この法人」という。）就業規則第２１条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第２条　給与の種類は、次のとおりとする。

給料
扶養手当
通勤手当
時間外勤務手当
期末手当
勤勉手当

（給与支給方法）

第３条　給与は、法令に基づき給与から控除することが認められているものを除き、原則として職員に対して直接、通貨で支払うものとする。

２　給料は月額とし、正規の勤務時間による勤務に対して支給するものとする。

（給料）

第４条　職員の給料は、年齢、採用前の経験、責任の重大性等、他の職員との均衡等を考慮して、理事長が決定するものとし、その給料表は別表のとおりとする。

２　給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を支給する。

３　職員が退職したときは、その日までの給料を支給する。ただし、退職の理由が死亡であったときは、その月分の全額を支給する。

４　給料の支給日は、毎月２１日とし、その日が休日、日曜日又は土曜日（以下休日という。）にあたるときは、支給日に最も近い平日に繰り上げて支給する。

（昇給等給与の改定）

第５条　職員が現に受けている号給に至ったときから、１２月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、１号給以上上位の号給に昇給させることができる。

２　昇給は職員全体の均衡を考慮し、予算の範囲内で行わなければならない。

３　第１項の昇給の時期は、４月１日とする。

４　第１項から第３項の規定にかかわらず、職員が現に受けている給料月額を１箇月平均所定労働時間で除した金額が、大分県最低賃金額（時間額、以下「最低賃金額」という。）を下回ることとなる場合はこれを是正するため、最低賃金額に１箇月平均所定労働時間を乗じた金額の直近上位の号給の給料月額に決定するものとする。

（扶養手当）

第６条　扶養手当は扶養親族のある職員に大分県の「職員の給与に関する条例」（昭和３２年大分県条例第３９号、以下「給与条例」という。）に準じて支給する。

（通勤手当）

第７条　通勤手当は、給与条例に準じて支給する。ただし、その月額が２０，０００円を超えるときは２０，０００円を限度とする。

（給料の減額）

第８条　職員が勤務しないときは、理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない全時間について１時間につき、その職員の１時間あたりの給与額を減額して支給する。

（時間外勤務手当）

第９条　職員が正規の時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、時間外手当を支給することができる。時間外手当の額は、その職員の１時間あたりの給与額の１００分の１２５（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間にある場合には１００分の１５０）として計算することができる。

（勤務１時間あたりの給与額の算出及び端数計算）

第１０条　勤務１時間あたりの給与は、給料の月額に１２を乗じ、その額を一週間あたりの勤務時間に５２を乗じた数字で除して得た額とする。

２　第８条及び第９条に規定する勤務１時間あたりの給与額を算出する場合において、当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（期末手当）

第１１条　支給の基準、支給の割合及び支給日は給与条例を準用する。

（勤勉手当）

第１２条　支給の基準、支給の割合及び支給日は給与条例を準用する。

（休職者の給与）

第１３条　職員が休職にされたときは、その休職期間中の給与等の支給の基準は給与条例に準じて行うものとする。

（退職手当の取扱基準）

第１４条　職員が退職した場合、（在職中に死亡した場合を含む。）は退職手当を支給する。

２　退職手当の額の計算は大分県の「職員の退職手当に関する条例」（昭和２８年大分県条例第１０５号）を基準に別に定める。

（臨時職員の給与等）

第１５条　臨時職員の給与は日給とする。

２　日給は職務の内容及び職務態様を考慮して予算の範囲内で理事長が定める。

３　給与は前月の初日から末日までの分を、翌月の２１日に勤務日数に応じて支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、支給日に最も近い平日に繰り上げて支給する。

４　諸手当は、予算の範囲内で理事長が定める。

（補則）

第１６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

１　この規程は、公益財団法人大分県防犯協会設立登記の日（平成２３年４月１日）から施行する。

附　則

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（給料表及び職務の級の切替え）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において行政職給料表１級及び２級の適用を受けていた職員の施行日における給料表（以下「新給料表」という。）の職務の級は１級及び２級を、施行日の前日において技能労務職給料表１級の適用を受けていた職員の新給料表の職務の級は１級とする。

（号給の切替え）

３　施行日の前日において職員が受けていた号給又は給料月額は、新給料表における職員が属するべき職務の級に係る給料月額の号給とする。

なお、切り替えるべき給料月額の号給がない場合は、直近上位の給料月額の号給とする。

別表（第四条関係）

公益財団法人大分県防犯協会給料表

職務の級 / 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	166, 500	227, 700	244, 600
2	167, 700	228, 500	245, 400
3	168, 800	229, 300	246, 200
4	169, 900	230, 100	246, 900
5	171, 200	230, 800	247, 600
6	172, 400	231, 600	248, 700
7	173, 600	232, 400	249, 700
8	174, 800	233, 200	250, 700
9	175, 800	234, 000	251, 700
10	177, 000	234, 700	252, 900
11	178, 300	235, 400	254, 000
12	179, 500	236, 100	255, 000
13	180, 600	236, 800	256, 100
14	181, 800	237, 400	257, 100
15	183, 100	238, 000	258, 000
16	184, 400	238, 600	258, 500
17	185, 700	239, 200	259, 100
18	187, 400	239, 800	259, 500
19	189, 100	240, 400	259, 900
20	190, 800	240, 900	260, 400
21	192, 500	241, 400	260, 900
22	194, 200	241, 900	261, 400
23	195, 800	242, 400	261, 900
24	197, 400	242, 900	262, 500
25	199, 000	243, 400	263, 300
26	200, 500	243, 900	263, 900
27	202, 000	244, 300	264, 500
28	203, 500	244, 800	265, 300
29	205, 000	245, 400	266, 100
30	206, 500	245, 900	266, 800
31	208, 000	246, 400	267, 400
32	209, 500	246, 800	268, 200
33	211, 000	247, 200	269, 000
34	212, 400	247, 700	269, 700
35	213, 800	248, 200	270, 400
36	215, 200	248, 600	271, 100
37	216, 600	249, 000	271, 800
38	217, 700	249, 500	272, 500
39	218, 800	250, 000	273, 200
40	219, 900	250, 400	273, 900

41	220, 900	250, 800	274, 600
42	221, 800	251, 300	275, 300
43	222, 700	251, 800	275, 900
44	223, 600	252, 200	276, 500
45	224, 500	252, 600	277, 000
46	225, 300	253, 000	277, 500
47	226, 100	253, 400	278, 000
48	226, 900	253, 800	278, 500
49	227, 700	254, 200	279, 000
50	228, 400	254, 600	279, 500
51	229, 100	255, 000	280, 000
52	229, 800	255, 400	280, 400
53	230, 500	255, 800	280, 800
54	231, 100	256, 200	281, 300
55	231, 700	256, 600	281, 700
56	232, 300	257, 000	282, 200
57	233, 000	257, 300	282, 600
58	233, 500	257, 700	283, 100
59	234, 000	258, 100	283, 600
60	234, 500	258, 400	284, 100

備考　この表は、公益財団法人大分県防犯協会の正職員に適用する。